

徳島県内子ども会活動助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、徳島県子ども会連合会（以下「県子連」という。）が、徳島県内子ども会活動助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定める。

(交付の目的)

第2条 助成金の目的は、県子連が、県内子ども会に対し、活動費用の一部を助成し、子ども達の健全な育成の促進やジュニアリーダーの養成の推進を行うものとする。

(交付の対象)

第3条 交付の対象は、県子連に所属する子ども会（市町村・校区・単位）で、徳島県内子ども会の模範的な活動の実施や、ジュニアリーダーの養成をしている子ども会に対し、助成金の交付を行う。

- 1 前項記述に関わらず、対象外の行事として、次にあげるものを助成対象外とする
 - (1) 飲食を目的とする活動
 - (2) 他の助成金・補助金等を受け取って行う活動
 - (3) 営利を目的とする活動
 - (4) 宗教的・政治的な活動
- 2 助成対象となる、助成活動の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの一会計年度とする。

(申請書)

第4条 助成金の交付申請をしようとする子ども会は、別に定める助成金申請書を県子連に提出するものとする。
申請期間は、当該年度の8月末とする。

(審 査)

第5条 審査は、県子連会長及び副会長で構成する、徳島県内子ども会活動助成金審査会（以下「審査会」とする）を設け、速やかに助成金申請書の内容を審査する。

(交付決定及び通知)

第6条 交付決定及び通知は、審査会にて審査を行い、助成金を交付する子ども会活動に対し、助成金交付承認書にて通知するものとする。
また、審査結果について、理事会に報告するものとする。

(交付の条件)

第7条 交付の条件は、助成金の交付の目的を達する為、必要のある時は、条件を附することができる。

また、助成金の交付の決定に附する条件は、公正なものとし、助成金の交付の目的を達成する為、必要な限度をこえて不当に助成活動子ども会に対し、干渉するようなものであってはならない。

(交付申請の取下げ)

第8条 交付申請の取下げは、第5条における通知を受領した子ども会で、自己都合により取り下げる場合は、速やかに県子連に報告しなければならない。その場合、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとする。

(助成金の使用制限)

第9条 助成金の使用制限は、助成を受けた活動に、直接必要な経費にのみ使用することができる。

また、第3条1項に定める活動に係る費用に使用してはならない。

(状況報告)

第10条 状況報告については、助成を受けた活動が終了した後は、速やかに活動報告書及び助成金の使用内訳の報告書を県子連に提出しなければならない。なお、活動報告書及び助成金の使用内訳の報告書の提出により実績報告とする。

(助成活動の遅延等)

第11条 助成活動の遅延等については、助成活動が予定期間に完了できないと見込まれる場合、又は遂行が困難になった場合、速やかに県子連に報告を行わなければならない。

(助成金の額・活動数の上限)

第12条 助成金の額・活動数の上限は、1活動につき20,000円とし、1年間に助成する活動数の上限は10活動までとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項が発生した場合、子ども会活動助成金審査会にて協議する。その結果を理事会に報告し、別に定めることとする。

制定日：平成27年6月13日